

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4644
26年5月12日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

飲酒運転状況発表から1年 「九州支社緊急事態宣言発令」

おはようございます。
日本郵便は4月30日
に2026年3月期にお
ける飲酒運転の状況を発表
しました。

今回の発表でも飲酒運
転(酒気帯び運転)ゼロ
には程遠く、九州支社で
も4件(呼気1L中にア
ルコール0, 15mg未満)
の「酒気を帯びた状態
での運転」が発生していま
す。

また、今年度に入り九
州管内で「飲酒運転、酒
気帯び出勤」が立て続け
に11件発生しているこ
とで同日、九州支社
長より「九州支社飲酒運
転緊急事態宣言」の文書
が発出されています。ま
た、翌日5月1日には、
九州支社の人事部より飲
酒運転の事案を掲載した
文書を発出しています。
長中局では、今年度に
九州支社で発生した「飲
酒運転、酒気帯び出勤」

の事案10件を集配各部
に掲示しています。当日
の通勤手段やアルコール
濃度、飲酒量、飲酒時間、
動機など具体的に掲載し
ていますが処分内容につ
いては掲載されていませ
ん。

飲酒運転の懲戒基準に
ついては懲戒解雇・停職
と幅があります。道路交
通法違反となるアルコー
ル濃度(呼気1L中にア
ルコール0, 15mg)の
数値や飲酒運転での交通
事故など発生状況を鑑み
て処分を発令している
と思われませんが、この懲戒
処分について社員は理解
しているのでしょうか。



懲戒処分が一番重い
のは「懲戒解雇」処分
で、退職金が不支給に
なり最大のパナルティ
と言えます。また「停
職」処分は、職場への
出勤を一定期間禁止
されます。期間は数
日から数か月以上など、
就業規則に定められて

て、停職期間は無給とな
ります。停職期間が長
ければ長いほど無給期
間が長くなり自主退職
するケースもあります。
そう考えると飲酒運
転は職場を去るとの考
えを持ってはならない
でしょうか。

酒気帯び出勤での処分

事案10件のうち通勤
手段が自家用車やバイク
など飲酒運転事案は4
件、徒歩や公共交通機
関などで出勤した酒
気帯び出勤が6件とな
っています。

各支社のプレスリ
リースでは、飲酒運
転の状況を発表してい
ますが、酒気帯び出
勤の事案については
発表されていません。
しかし今回、九州支
社が「酒気帯び出勤」
を部内に公表したと
いうことは、それな
りの懲戒処分が発令
されるものと思われ
ます。「懲戒解雇」
や「停職」以外の懲
戒処分には「減給」
や「戒告」「訓戒」
などがあります。「
減給」は文字通り給
料の減額。「戒告」
は翌年の定期昇給1
号俸カットと直近の
ボーナスがカットさ
れます。「訓戒」の
懲戒処分自体

では給与が減額される
などの影響はありませ
んが、正社員の人事評
価や非正規社員のスキ
ル評価に影響を及ぼ
します。



10件の事案の動機等
を見てみると、重大な
処分があることを認識
している社員もいたが、
「他人事」「自分事
として捉えていなかった」
「認識が甘かった」「
大丈夫だと思った」
などの、ほとんどの
社員が飲酒運転に対
する意識の低さを語
っています。

内務従事者でも酒気を帯びた状態での運転発覚

現在、点呼実施対象
者はバイクや車に乗
る社員に限定されて
いて、集配営業部
でも管理者や課長
などは自家用車な
どで出勤している
点呼実施対象者に
ならないケースが
あります。

中国支社のプレス
リリースによれば、
点呼実施対象者
ではない郵便内務

事務に従事する者
で、作業中にアル
コール臭がしたた
め、アルコール検
知を実施したところ
アルコール反応が
出て「通勤中の酒
気を帯びた状態
での運転」が発覚
したと発表してい
ます。このような
場合でも懲戒解雇
や停職の処分が発
令されるのではな
いでしょうか。



飲酒運転の状況を
発表するようになって
1年が経過しまし
た。飲酒運転根絶
に対する対策とし
て文書を発出する
だけでは飲酒運
転はなくなりませ
ん。社員の飲酒状
況のヒアリングや
アルコールの依存
度などの調査を
行うなど一歩踏
み込んだ対策も
必要だと考えま
す。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員が正社員化を。めいめい、均等待遇、なぐさ差別！

